

提出書類申告書

この書類は全員
提出必須

私(下記の申請者)は以下の全てについて誓約したうえで、日本学生支援機構奨学金の申込を行います。

- この書類上の申告内容は事実と相違ありません。
- 虚偽申告や義務不履行があった場合は、奨学金の採用取消、打切り、返金等に異存ありません。
- 採用後は大阪大学ホームページ掲載の「奨学生の義務」を遵守します。

学生証に記載の 学籍番号(8桁)	申請者氏名	記入日
電話番号 (携帯又は固定)	スカラネットに登録した Eメールアドレス	年 月 日 @
スカラネット 受付番号	1 0 6 0 0 5 0 1 - 0 4 -	

「I」～「III」の「確認項目」を上から順番に確認し、該当するものに「✓」をして必要書類を同封してください。

I. 申請者本人(あなた)の状況及び提出書類

【注意】『奨学金確認書兼地方税同意書』は以下とは別に郵便局から JASSO へ送付する (誤って大学へ提出しないこと)

#	確認項目	該当に✓	必要書類名 又は 必要手続き	備考
1	全員提出	✓	『提出書類申告書』 (3 ページ全て必要 不足は「受付不可」)	・阪大ウェブサイトからダウンロード (この書類です)
2	給付奨学金の新規申込を希望する(多子世帯支援を希望する場合は給付奨学金への申請が必要)	すべて必須	①『学修計画書』 (「スカラネット」への登録後に行う) ②『授業料等免除申請システム』への登録 ※③の提出書類はありません	・阪大ウェブサイトからダウンロード ・注意 「スカラネット」と「授業料等免除申請システム」は別の手続きです
3	貸与奨学金の新規申込を希望する		「人的保証」を選択する場合は、連帯保証人と保証人に選任する人がそれぞれ『貸与奨学金案内』p25～p28 の条件を満たし、「日本国内在住」で「印鑑登録をしている」ことを確認してください。 →条件を満たさない場合は「機関保証」を選択してください。	
4	日本国籍を有していない 在留資格が「家族滞在」である	い ず れ か	在留資格・在留期間が記載された ・『在留カード』(コピー) ・『特別永住者証明書』(コピー) ・『住民票の写し』(原本) 在留資格が「家族滞在」の場合のみ、上記に加えて日本 の出入国在留管理庁発行の『出入国記録の写し』の原本	・特別永住者」「永住者」は在留期間の記載不要 ・在留期間延長申請中は、延長申請書類のコピーも必要 ・「出入国記録の写し」の原本は発行に時間がかかるため、至急請求推奨！
5	2025 年度以前に編入学した (2025 年度を含む)		高等学校等の『卒業証書』(コピー) (高等学校等卒業後、他大学等に在籍していた場合のみ) 他大学等の入学及び離籍年月日が分かる書類	・高専出身者は 3 年生修了年月日が分かるものなら可 ・複数ある場合(他大学と他大学大学院等)はそれぞれについて必要
6	2025 年度に編入学した		編入学前の学校の『成績証明書』	・高専出身者は高専教育課程及び専攻科も併せて提出必要
7	満 18 歳となる前日に児童養護施設等に入所又は里親による養育を受けていた(又は現在受けている)	い ず れ か	①『施設等在籍・退所証明書』 ②『児童(里親)委託証明書』 ③『措置解除決定通知書』	・①は施設長発行 (阪大ウェブサイトからダウンロード) ・②、③は児童相談所発行 ・スカラネットに登録する生計維持者は「本人(あなた)」(1 名)となります。
8	あなたが結婚していて、納税手続きにおいてあなたが配偶者を扶養している	両方	・あなたの『戸籍謄本』 ・あなたの『令和 6 年度 課税証明書』 (配偶者控除の適用が分かるもの) ・あなたの『令和 6 年度 課税証明書』 (扶養控除の適用が分かるもの)	・父や母ではなく「あなた自身」が結婚している場合が該当します。 (あなた自身が「ひとり親」「寡婦」の場合は該当しません。) ・スカラネットに登録する生計維持者は「本人(あなた)」(1 名)となります。
9	あなたが結婚していて、あなたは父母ではなく配偶者に扶養されている	両方	・あなたの『戸籍謄本』 ・配偶者の『令和 6 年度 課税証明書』 (配偶者控除の適用が分かるもの)	・父や母ではなく「あなた自身」が結婚している場合が該当します。 ・スカラネットに登録する生計維持者は「あなたの配偶者」(1 名)となります。
10	2025 年 8 月までに留学を開始予定である		留学に関する申告書	・阪大ウェブサイトからダウンロード ・予定期間を含む
11	現在～2026 年 3 月に休学期間がある		以下のカッコ内に休学期間を記入 (年 月 ~ 年 月)	・予定期間を含む

II. 生計維持者(原則 父母)の確認			※必ず一番下の「II-8」「II-9」まで回答する	
#	確認項目	該当に✓	必要手続き	備考
1	1 ページ目「I-7」又は「I-8」のいずれかに✓した		下記「II-8」の「本人」に✓を付し、3 ページ目「III-1」以降に回答する	「II-2」～「II-7」は回答不要
2	1 ページ目「I-9」に✓した		下記「II-8」の「その他()」に✓を付し、カッコに「配偶者」と記入して、3 ページ目「III-1」以降に回答する	「II-3」～「II-7」は回答不要
3	父*はいない又は意識不明 (※養子縁組による養父や母の再婚相手は「父」扱い)	○	左記「II-3」に✓した人のみ 理由を「a」～「e」から選択する (複数に該当する場合はすべてに✓)	「a」～「e」に該当しない場合は「父」はあなたの生計維持者なので、左欄「II-3」の✓を削除してください。
	a 死別又は離婚* (※離婚調停中は下記 b)		「II-4」以下の質問に回答する	後日『戸籍謄本』等の証明書類の提出を求める場合があります。
	b 離婚調停中、かつ、あなたと別居し、あなたへの日常的な金銭的支援はない		「II-4」以下の質問に回答する	後日『弁護士による報告書』等の証明書類の提出を求める場合があります。
	c 意識不明*で、意思疎通ができない (※精神疾患を含む)		「II-4」以下の質問に回答する	後日『意思疎通ができないことが明記された診断書』等の証明書類の提出を求める場合があります。
	d 行方不明で、警察署等に届け出ている		「II-4」以下の質問に回答する	後日『警察署等による行方不明者届受理証明』等の証明書類の提出を求める場合があります。
	e 父による家庭内暴力(DV等)から逃れるために別居中		「II-4」以下の質問に回答する	後日『公的機関等による家庭内暴力により父と別居していることの証明書』等の提出を求める場合があります。
4	母*はいない又は意識不明 (※養子縁組による養母や父の再婚相手は「母」扱い)	○	左記「II-4」に✓した人のみ 理由を「m」～「q」から選択する (複数に該当する場合はすべてに✓)	「m」～「q」に該当しない場合は「母」はあなたの生計維持者なので、左欄「II-4」の✓を削除してください。
	m 死別又は離婚* (※離婚調停中は下記 n)		「II-5」以下の質問に回答する	後日『戸籍謄本』等の証明書類の提出を求める場合があります。
	n 離婚調停中、かつ、あなたと別居し、あなたへの日常的な金銭的支援はない		「II-5」以下の質問に回答する	後日『弁護士による報告書』等の証明書類の提出を求める場合があります。
	o 意識不明*で、意思疎通ができない (※精神疾患を含む)		「II-5」以下の質問に回答する	後日『意思疎通ができないことが明記された診断書』等の証明書類の提出を求める場合があります。
	p 行方不明で、警察署等に届け出ている		「II-5」以下の質問に回答する	後日『警察署等による行方不明者届受理証明』等の証明書類の提出を求める場合があります。
	q 母による家庭内暴力(DV等)から逃れるために別居中		「II-5」以下の質問に回答する	後日『公的機関等による家庭内暴力により母と別居していることの証明書』等の提出を求める場合があります。
5	「II-3」にも「II-4」にも✓がない(父母ともいる)		「II-8」の「父」、「II-9」の「母」(逆も可)に✓を付し、3 ページ目以降に回答する	父や母が無職や無収入でも生計維持者は父母両方の「2名」です。 (「II-6」と「II-7」は回答不要)
6	「II-3」か「II-4」の片方にだけ✓した(父又は母がいない)		「II-3」に✓した人は「II-8」の「母」に✓、「II-4」に✓した人は「II-8」の「父」に✓どちらも 3 ページ目以降に回答する	「II-7」は回答不要
7	「II-4」と「II-5」の両方に✓した(父母ともいない)	○	左記「II-7」に✓した人のみ 「x」又は「y」のいずれかに✓	
	x 父母に代わりあなたへ日常的な金銭的支援を行っている人がいる		「II-8」の「その他()」に✓し、カッコにあなたを支援する人の続柄を記入して、3 ページ目「III-1」以降に回答する	
	y あなたを支援する人はいない (上記「x」に該当しない)		「II-8」の「本人」に✓を付し、3 ページ目「III-1」以降に回答する	
8	あなたの生計維持者① (該当者の□に✓)	□父 □母 □本人 □その他()		全員記入必須
9	あなたの生計維持者② (該当者の□に✓)	□父 □母 □本人 □その他()		「II-5」に✓を付した人は記入必須

【最重要】スカラネット「⑨-家族情報」に登録する生計維持者は、必ず「II-8」「II-9」と一致させる。

※不一致があった場合は審査の遅れや受付不可又は採用取消の原因になります。

III. その他の確認事項及び提出書類

#	確認項目	該当に✓	必要書類名 又は 必要手続き	備考
1	申請日現在で申請者本人が「自宅外通学」をしている		スカラネット「③-(11)」に自宅外通学の住所を入力する(部屋番号漏れに注意)	証明書類は採用後(8月頃)に提出する(給付・第一種のみ)
2	生計維持者①(「Ⅱ-8」)のマイナンバーカードがない	大学には提出しない	生計維持者①の住民票がある自治体(役所等)で『マイナンバー記載の住民票の写し』を発行する ※ 日本国に住民票がない場合は下記の「Ⅲ-4」「Ⅲ-5」に回答する	「マイナンバー提出用サイト」(『給付奨学金案内』p32,『貸与奨学金案内』p43)の「マイナンバー提出可否の選択」では、左記書類を発行できたら人については、「提出できます」を必ず選択すること ※ 「提出できません」を選ぶと審査が大幅に遅れます。 ※ マイナンバーを確認できる書類は絶対に大学には提出しないこと
3	生計維持者②(「Ⅱ-9」)のマイナンバーカードがない	大学には提出しない	生計維持者②の住民票がある自治体(役所等)で『マイナンバー記載の住民票の写し』を発行する ※ 日本国に住民票がない場合は下記の「Ⅲ-4」「Ⅲ-5」に回答する	※ 「提出できません」を選ぶと審査が大幅に遅れます。 ※ マイナンバーを確認できる書類は絶対に大学には提出しないこと
4	生計維持者①(「Ⅱ-8」)は日本国内に住民票がない		生計維持者①に係る、日本学生支援機構所定の『マイナンバーに代わる提出書類』	日本学生支援機構 HP からダウンロード(掲載ページは『給付奨学金案内』p31,『貸与奨学金案内』p42を参照)
5	生計維持者②(「Ⅱ-9」)は日本国内に住民票がない		生計維持者②に係る、日本学生支援機構所定の『マイナンバーに代わる提出書類』	
6	生計維持者①(「Ⅱ-8」)は2024年1月1日時点で、日本国内に住んでいなかった		生計維持者①に係る、『海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書』 ※ 上記に加えて、記入した収入・所得や扶養等について証明する書類も添付必要	日本学生支援機構 HP からダウンロード(掲載ページは『給付奨学金案内』p31,『貸与奨学金案内』p42を参照)
7	生計維持者②(「Ⅱ-9」)は2024年1月1日時点で、日本国内に住んでいなかった		生計維持者②に係る、『海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書』 ※ 上記に加えて、記入した収入・所得や扶養等について証明する書類も添付必要	

【給付奨学金】の申込者のみ回答してください

8	「Ⅱ-8」で「本人」に✓し、かつ、大阪大学に入学した日の前1年以内に申込者本人が離職した		下記①と②の両方 ① 進学前離職の特例措置に係る申請書 ② 離職したことがわかる書類	・「生計維持者①」が「本人」の場合が対象 ・日本学生支援機構 HP からダウンロード https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/shingakumerisyoku.html
---	----------------------------------------------	--	--------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【貸与奨学金】の申込者のみ回答してください

9	入学時特別増額貸与奨学金を希望する		① 入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書 ② 融資できない旨を記載した公庫発行の通知文のコピー ③ 入学時特別増額貸与奨学金に係る貸与総額増額願 ④ 入学時特別増額貸与奨学金申込書	・奨学金の申込前に日本政策金融公庫*へ「 国の教育ローン 」を申請することが必要(*日本学生支援機構ではありません) ・①③④は阪大ウェブサイトからダウンロード ・③は 第二種又は併用希望者のみ必要 ・④は 編入学生のみ必要
10	申請者本人が障がい者(又は常に就寝を要する介護の必要な人)である		該当者の障がい、要介護度等の事実が確認できる書類)のコピー (例) ・『障害者手帳』 ・『医師等の証明書』 ・『介護手帳』	
11	申請者本人、又は生計維持者に原子爆弾による被爆者がいる		『被爆者健康手帳』のコピー	・左記手帳の交付申請中で、奨学金の申請期間内に提出できない場合は、手帳の交付申請書類一式のコピーを提出 ・左記手帳を所持せず、交付申請もしていない人は 11 に該当しません
12	申請者本人又は生計維持者が 1 年(被害が特に著しい場合は 2 年)以内に震災、風水害、火災などの著しい被害を受けた		『罹災証明書』のコピー 又は 『被災証明書』のコピー	・自治体へ証明書の発行申請中で、奨学金の申請期間内に提出できない場合は、発行手続きを行った際の申請書類一式のコピーを提出
13	申請者本人が「北海道の区域外に居住するアイヌの人々」の認定を受けた		国土交通省が選定した実施機関が発行した「北海道の区域外に居住するアイヌの人々を対象とする施策の対象となる者」であることの『認定書』	・国土交通省が選定した実施機関には「社団法人北海道アイヌ協会」が該当